

# 平成 26 年度 第 1 回東区協議会次第

日時：平成 26 年 4 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

## 1 開会

## 2 区長あいさつ

## 3 委嘱書の交付

## 4 区協議会委員自己紹介

## 5 職員の紹介

## 6 議事

### (1) 会長及び副会長の選任について

ア 選任方法について

イ 会長及び副会長の選任について

### (2) 報告事項について

平成 26 年度区政運営方針について 【区振興課】

### (3) 地域課題について

発進 10 について 【区振興課】

## 7 その他

### (1) その他

(2) 5 月の開催予定 平成 26 年 5 月 27 日（火）午後 1 時 30 分から  
会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

6 月の開催予定 平成 26 年 6 月 日（ ）午後 1 時 30 分から  
会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

## 8 閉会

## 東区協議会委員名簿

◎:会長 ○:副会長 (任期:平成26年4月1日～平成28年3月31日)

役職	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	委員会
	市川 雄也	いちかわ かつや	男	東区民生委員児童委員協議会	積志	
	市川 千次	いちかわ せんじ	男	直接指名委員	笠井	
	稲垣 邦圓	いながき ほうえん	男	東区自治会連合会	蒲	
	稲穂 貴	いなほ たかし	男	浜松市人権擁護委員連絡協議会	笠井	
	今宿 康一	いまじゅく こういち	男	東区自治会連合会	積志	
	岡安 智代	おかやす ともよ	女	中野町を考える会	中ノ町	
	小川 典男	おがわ のりお	男	公募委員	長上	
	金指 操	かなさし みさお	女	東区保護司会	長上	
	亀田 順子	かめだ じゅんこ	女	東区民生委員児童委員協議会	蒲	
	齋藤 絵美子	さいとう えみこ	女	浜松市子ども会連合会	積志	
	杉本 恒雄	すぎもと つねお	男	東区自治会連合会	長上	
	鈴木 康弘	すずき やすひろ	男	東区自治会連合会	中ノ町	
	高森 則子	たかもり のりこ	女	とぴあ浜松農業協同組合	長上	
	田村 滋治	たむら しげはる	男	東区自治会連合会	笠井	
	袴田 勝次	はかまた かつじ	男	東区地区社協推進協議会	積志	
	松浦 恵子	まつうら けいこ	女	浜松市PTA連絡協議会	長上	
	村越 義明	むらこし よしあき	男	直接指名委員	中ノ町	
	森田 晃司	もりた こうじ	男	蒲ザクラの里実行委員会	蒲	
	山田 俊明	やまだ としあき	男	公募委員	積志	
	米山 英二	よねやま えいじ	男	東区自治会連合会	和田	

※50音順

## 東区役所職員名簿

平成26年4月1日～

役職名	氏名	ふりがな
区長	朝月 雅則	あさつき まさのり
副区長・区振興課長	菊池 渉	きくち わたる
区民生活課長	鈴木 隆文	すずき たかふみ
社会福祉課長	増田 恒裕	ますだ つねひろ
長寿保険課長	高瀬 定佳	たかせ さだよし
健康づくり課長	天野 憲一	あまの けんいち
東・浜北土木整備事務所副所長	山田 理	やまだ さとる

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日

浜松市条例第78号

改正 平成21年2月27日浜松市条例第1号

平成21年9月4日浜松市条例第48号

(題名改称)

平成22年2月25日浜松市条例第1号

平成22年6月17日浜松市条例第34号

平成23年9月29日浜松市条例第46号

平成24年12月14日浜松市条例第61号

平成25年2月26日浜松市条例第1号

平成25年9月26日浜松市条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改)

(区の設定)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区
- (7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所(以下「区役所」と

いう。)の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員(以下「区協議会委員」という。)の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であつて、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項
- (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項
- (4) 区役所に係る予算編成に関する事項
- (5) 大規模な組織改編に関する事項
- (6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

第13条 区協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年浜松市条例第40号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議



会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項(第26条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成21年2月27日浜松市条例第1号)

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月4日浜松市条例第48号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月25日浜松市条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日(平成22年3月16日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成22年6月17日浜松市条例第34号)

1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。

2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例(平成17年浜松市条例第231号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年9月29日浜松市条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日浜松市条例第61号)

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日浜松市条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月26日浜松市条例第46号)

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(平21条例1・平22条例1・平24条例61・平25条例1・平25条例46・一部改正)

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神

町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町 (1番地から1813番地までを除く。) 法枝町 (1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目

東区	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間
----	---

	町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目
西区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖
南区	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈

	三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴布 祢 小林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎 八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木 平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻

別表第2 (第3条関係)

(平21条例1・一部改正)

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区西美菌6番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

（平23条例46・一部改正）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

改正 平成23年9月29日浜松市規則第51号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
- (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議（以下「推薦会」という。）を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定

- (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
  - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第2項第7号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第5条 区協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。

- 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の3人以上の発議により、出席する区協議会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
- 4 区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わるできない。

(平23規則51・一部改正)

(委任)

第6条 前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(連絡調整会議)

第7条 条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
- 4 前3項の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

5 第3項の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。

(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正)

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平23規則51・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。

(区協議会委員の選任方法の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

4 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。

(地域協議会委員の選任方法の特例)

5 第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則 (平成23年9月29日浜松市規則第51号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。



## 東区協議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第6条の規定に基づき、東区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定める。

(会長、副会長の辞任)

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

(会長等の責務)

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(協議会の会議の招集等)

第5条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を各委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(発議)

第7条 委員は、2人以上の発議により、議事を提案することができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 東区協議会の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、東区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

(会議の情報の公開)

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の7日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人の定員は、東区役所区振興課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者が傍聴できるよう配慮するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、事前に傍聴の申込みをしなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ東区役所区振興課に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

3 前項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

(傍聴席以外の席への入場禁止)

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により

議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 区協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

3 会議録には、発言者の氏名を記載しなければならない。

4 区協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催の会場及び日時

(3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名

(4) 審議案件等の概略及び審議結果

(5) 発言内容

(6) 会議資料の名称及び内容

(7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無

(8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断

(9) 会議録の作成者の職氏名

(10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項の署名を行った後、速やかに東区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が区協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月28日から施行する。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 26 年度東区区政運営方針の報告について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>区政を運営する上での東区の目指す将来像、基本方針、重点的な取り組みを区民の皆様と共有するためのもの。 また、その実現に向けた今年度の主な実施事業の紹介するもの。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	※詳細は別紙「平成 26 年度東区区政運営方針」のとおり。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	金山・鈴木将太	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



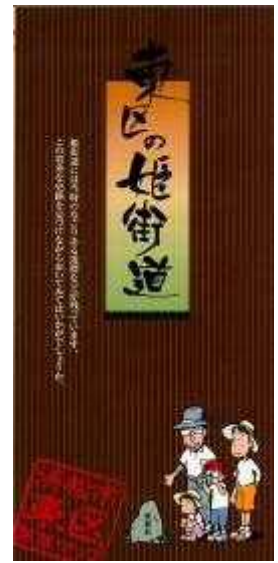
浜松市

平成 26 年度

# 東区区政運営方針



第六回「十湖賞」俳句大会  
十湖大賞作品



この区政運営方針は、区政を運営する上での東区の目指す将来像、基本方針、重点的な取り組みを区民の皆様と共有するためのものです。

また、その実現に向けた今年度の主な実施事業を紹介します。

## 東区の将来像

# 人と人 心ふれあう未来へ 東区

～新たな人の和と  
多様な出会いが生まれるまち  
を目指します～

ハードの整備だけに頼るのではなく、コミュニティ意識を醸成するための施策に積極的に取り組むことにより、地域に対する誇りをはぐくむとともに、新たな人の和と多様な出会いが生まれるまちを目指します。

## 区政運営の基本方針

東区は、「人と人 心ふれあう未来へ 東区」のキャッチフレーズのもとに、人々が、「住む・育てる・学ぶ・働く・憩う」ための機能向上に努め、「ここに住んでいて良かった」と実感できる「暮らしやすいまち」を創ります。

区政の運営に当たっては、“区民主体の地域づくり” という理念のもと、

- (1) 区民の声に応える区役所の運営
- (2) 安全・安心な地域づくり
- (3) 地域資源の再発見とその活用

を基本方針として掲げ、

区民の皆様の行政サービスに対する満足度の向上に努めてまいります。



## 重点的な取り組みと主な実施事業

東区の目指す姿は、活力にあふれ、「暮らしやすさ」を実感できる区です。

この目標を達成するため、現在、大きな課題となっている交通安全対策について、ハード、ソフトの両面の事業を推進してまいります。さらに、近年発生している暴風雨等による災害を踏まえ、連絡体制の整備、初期対応などの災害対策に万全を期してまいります。

また、東区役所では、「市民サービスの向上」を最終目標として、事業執行の効率化を図り、市民満足度を高める区政運営を行ってまいります。同時に、今後も引き続き市民協働のもと安全・安心な地域づくりや地域資源の活用に取り組んでまいります。

### 【1】安全・安心のまちづくりを推進します

市民一人一人が、防災・減災、交通安全、防犯に対する意識を高め、主体的に行動する活動を支援します。また、地域の結びつきを強め、共生、共助の精神を養い、支援等を必要とする人たちを地域で支えることができる福祉の地域力の向上を図ります。

#### ◆ 交通安全の推進（地域力向上事業 区課題解決事業）

交通事故の多発という東区の課題を解決するため、交通死亡事故ゼロと人身事故件数の減少を目指して、各種の交通安全推進事業を実施します。

東区交通安全フェア、街頭広報等の啓発活動、中学生を対象とした自転車危険予知体験教室などを開催することにより、地域と協力して交通事故の削減を目指します。



東区交通安全フェア

#### ◆ 市民防災意識啓発事業

災害発生時に、市民一人一人が自主的に行動できるよう、東区の災害要因に即した出前講座や街頭啓発等を積極的に行い防災意識の普及・啓発活動を実施し、災害による死者ゼロを目指します。



総合防災訓練

#### ◆ 防犯灯設置維持管理助成事業

地域の安全・安心を図るため、自治会が管理する防犯灯の設置・維持管理をサポートします。また、電気料金や補修費を削減するため、防犯灯のLED化を推進します。



### ◆ 民間保育所施設整備助成事業

高まる保育需要に対応するため、民間保育所の施設整備に要する経費を助成します。

場 所 : 西ヶ崎町 整備区分 : 創設 (定員 120 名)

## 【2】安全で快適な交通環境を整備します

東区内における東西方向交通の円滑化を図るため、公共交通ネットワークの整備や交通安全対策、道路基盤の整備などをソフト・ハードの両面から実施し、すべての区民が快適な暮らしの中で安全性や利便性を享受できる環境を整備します。

### ◆ 天竜川駅周辺整備事業

公共交通利用の向上を図り、同時に、周辺住民の日常生活の利便性を高め、暮らしやすい地区環境を創出するため、駅周辺整備、アクセス道路の整備を行います。

整備期間 : 平成 26~30 年度 自由通路新設、橋上駅舎化、駅前周辺整備

### ◆ 道路整備事業

市内の拠点間の円滑な移動を支援し、地域間交流や地域活性化を促進するための道路整備を実施します。また、歩道整備や交差点改良などの交通安全対策を実施します。

施工箇所 : 有玉南初生線 (スマート I C 関連)、小池 52 号線 (小池町) 等

## 【3】地域資源の活用による特色あるまちづくりを推進します

自然環境や歴史、先人たちの偉業などを地域資源としてとらえ、郷土に誇りを持ち、主体性を持って行動する人材を生み出すことにより、産業や文化、地域コミュニティなど様々な面において、特色のある区となるような地域づくりを推進します。

### ◆ 地域力向上事業 (区民活動・文化振興事業)

住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業を実施します。

#### ・「東区 家康公ゆかりの里」推進事業

家康公にまつわる伝説が数多く残る地域性を活かし、歴史講演会の開催及び家康楽市への参加により地域資源を P R し  
ます。

#### ・東区市民映画音楽祭 2014

東区にゆかりのある演奏家や地域の音楽団体などにご協力  
いただき、映画音楽をキーワードに、東区民をはじめとした  
市民対象のコンサートや講演会、トークショーなどを行います。



### ◆ 俳句の里づくり事業

多くの俳人を生み出した地域性を活かし、歴史と文化の香るまちづくりを行います。

第七回「十湖賞」俳句大会や小・中・高等学校俳句講座を実施し、浜松市教育総合計画の柱「学ぼうふるさと浜松」を推進します。



## 【4】人の和、地域の和を大切にし、区の一体感を深めます

市民協働の推進や、地域コミュニティの育成・支援を通じて、市民自らが考え、行動し、課題を解決する地域自治の拡充を目指します。また、人の和・地域の和を育み、住む人が地域に誇りを感じ、訪れる人も満足できる特色ある地域づくりを進めます。

### ◆ 区協議会運営事業

区民の意見を行政運営に反映させるとともに、地域における市民協働を推進していくために、区協議会を運営します。

特に、地域福祉、交通安全、地域防災の3つの委員会を活用し、地域課題の解決に取り組みます。



### ◆ 自治会振興事業（自治会集会所整備助成事業）

市民主体の地域づくり、市民協働推進の観点から、自治会との情報交換をはじめ、地域との積極的な対話に努めます。また、地域の要望を踏まえ、自治会集会所の整備に係る助成を行います。

### ◆ 協働センター維持管理事業

5つの協働センターを地域におけるまちづくりや生涯学習の拠点として位置付け、地域住民との協働により、市民が主役の地域づくりを推進するための環境を整備します。

## 東区の経営資源(組織・職員数・予算規模)

### 経営資源

平成26年度の区の経営に要する資源

#### ◆ 東区の組織

平成25年度
区振興課
防災、広聴広報、区役所の人事、情報公開、住居表示、統計、財産管理、防犯、区協議会、都市計画、交通安全対策、予算・決算、会計
区民生活課
戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他市民窓口業務、簡易な市民相談、墓地・改葬、地域住民組織、地域自治振興、市民協働、文化・スポーツ振興、生涯学習、環境、防犯灯、臨時運行許可
社会福祉課
地域福祉、児童福祉、保育、生活保護、障害福祉、家庭児童相談、女性相談、教育相談
長寿保険課
高齢者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
健康づくり課
母子保健、成人保健、歯科保健、栄養事業、精神保健、予防接種



平成26年度
区振興課
防災、広聴広報、区役所の人事、情報公開、住居表示、統計、財産管理、防犯、区協議会、産業振興、交通安全対策、予算・決算、会計
区民生活課
戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他市民窓口業務、簡易な市民相談、墓地・改葬、地域住民組織、地域自治振興、市民協働、文化・スポーツ振興、生涯学習、環境、防犯灯、臨時運行許可
社会福祉課
地域福祉、児童福祉、保育、生活保護、障害福祉、家庭児童相談、女性相談、教育相談
長寿保険課
高齢者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
健康づくり課
母子保健、成人保健、歯科保健、栄養事業、精神保健、予防接種

#### ◆ 職員数

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度
計	184	189
区長等	2	2
区振興課	20	22
区民生活課	76	74
社会福祉課	33	36
長寿保険課	33	34
健康づくり課	20	21

職員数: H25年度 - H25.4.1現在、H26年度 - H26.4.1現在

◆ 予算規模（当初予算）

（単位：千円）

		平成25年度		平成26年度	
		区役所費	本庁からの配分	区役所費	本庁からの配分
事業費 計		281,502	3,488,488	254,143	3,607,452
一般会計		281,502	3,402,402	254,143	3,518,613
特別会計	国民健康保険事業特別会計	—	1,083	—	1,083
	介護保険事業特別会計	—	82,855	—	85,608
	後期高齢者医療事業特別会計	—	2,148	—	2,148

	平成25年度		平成26年度	
	職員数	金額	職員数	金額
人件費 計	184	1,106,400	189	1,119,800
正規職員（職員数×8,000千円）	114	912,000	114	912,000
再任用職員（職員数×2,600千円）	8	20,800	11	28,600
非常勤職員（職員数×2,800千円）	62	173,600	64	179,200

\*再任用職員 → 再任用短時間勤務職員

東区の概要（面積・人口）



面積	46.29 km <sup>2</sup>
人口	129,670 人
世帯数	51,105 世帯

住民登録（H26.3.1現在）  
※外国人住民含む



## 区民の皆様との約束(各課の目標)

課名	各課の目標	目標水準・達成時期
東区役所 全職員	元気のある浜松、東区を目指して、職員一丸となって業務を改善し、市民サービスの向上を目指します。	職員が1人2件以上業務改善を提案します。
区振興課	「市民への約束」の励行に努め、市民サービスを推進するとともに、「東区みんなの声」などを通して、市民の皆様の声を行政運営に反映させます。	「市民への約束」の評価の向上を目指します。 (評価点 4.45/5 点満点)
	災害対策について、街頭啓発や出前講座等を行い、区民にわかりやすい啓発活動を実施します。	街頭啓発、出前講座を24回以上実施します。
	住みよい地域社会を実現するため、市民の皆様のご提案やアイデアによる「地域力向上事業」を実施します。	随時実施します。
	地域資源の活用による区の地域づくりを实践するため、市民協働により東海道、姫街道、秋葉街道などの歴史街道を生かした特色ある地域づくりを实践します。	通年で実施します。
区民生活課	わかりやすい説明、親切で丁寧な対応をします。	通年で実施します。
	証明書自動交付機の普及を目指します。	年間登録人数 5,000 人を目標とします。
	個人情報保護を確保し、正確で迅速な対応をします。	通年で実施します。
	市民・事業者・行政の絆を強固にし、協働による地域づくりを推進します。	「協働コーナー」を課内に設置し、活用します。
	豊かな自然環境を次世代に継承し、廃棄物の適正処理と資源循環の市民窓口となることで区民の生活を守ります。	通年で実施します。
社会福祉課	誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するため、福祉の充実に取り組んでいきます。	通年で実施します。
	生活保護の適正実施及び保護受給者や生活困窮者の自立に向けての生活支援や就労支援を行っていきます。	通年で実施します。
長寿保険課	来課者にすぐ声を掛けるなど、親切で丁寧な対応により、市民の目線に沿った利用しやすい窓口環境づくりに努めます。	「市民への約束」の評価の向上を目指します。
健康づくり課	妊婦から高齢者まで区民の皆様が、心身共に健康で暮らしていけるよう、健康づくりに関する啓発や支援を行っていきます。	通年で実施します。

### お問い合わせ 浜松市東区役所 区振興課

〒435-8686 浜松市東区流通元町 20 番 3 号 電話：053-424-0115 FAX：053-424-0131

E-mail：e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページ：http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp（浜松市トップ⇒東区）

# 東区協議会 発進10

No. \_\_\_\_\_

☆発進者（東区協議会委員名）\_\_\_\_\_

ホップ・ステップ・ジャンプ！

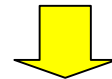
## 地域の課題解決

H o p

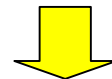
課題の抽出と整理

- 1 誰 から
- 2 いつ ごろ
- 3 どこ で
- 4 な に を
- 5 現在の取り組み状況
- 6 こうしたい

区民の声を傾聴する。  
1～6について委員は調査。



その月の協議会で発進者（委員）は、課題説明を行う。



S t e p

現状分析と対応策の検討

- 7 区振興課調査内容
- 8 対応策の決定

区協議会で協議

翌月の協議会までに内容調査を行い、結果報告をする。

- ①地域で解決できる
- ②地域と行政が協働で行う
- ③行政に要望する

結果報告に基づき、対応・方針を決定する。

J u m p

対策実施とフォロー

- 9 結果・確認
- 10 反省・今後の課題

対策後の結果を確認し、必要に応じフォローを行う。

# 東区協議会 発進10

No. \_\_\_\_\_

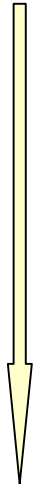
☆発進者（東区協議会委員名）\_\_\_\_\_

ホップ・ステップ・ジャンプ！

## 地域の課題解決

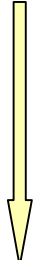
H o p

課題の抽出と整理

- 
- 1 誰 から
  - 2 いつごろ
  - 3 どこで
  - 4 なにを
  - 5 現在の取り組み状況
  - 6 こうしたい

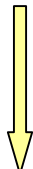
S t e p

現状分析と対応策の検討

- 
- 7 区振興課調査内容
  - 8 対応策の決定

J u m p

対策実施とフォロー

- 
- 9 結果・確認
  - 10 反省・今後の課題